

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(14) 中高層住宅地区(藤白台3丁目(2))

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準	チェック	備考
(1) 自家用のみとする。		
(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。		
(3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。		
(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。		